

国保の広場

問 市民課国保医療班

☎ 30-0222

国保への届け出をお忘れなく ―就職や退職、就学や卒業などのとき―

就職や退職、就学や卒業など、人生の節目を迎える時期です。健康保険の変更などの手続きを忘れずに行いましょう。市役所市民課または各支所へ届け出をお願いします。



① 国保に加入するとき

事由	持ち物
他の市区町村から転入してきたとき	印鑑・転出証明書
職場の健康保険をぬけたとき	印鑑・職場の健康保険をぬけた証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑・被扶養者でない理由の証明書
子どもが生まれたとき	印鑑・母子健康手帳

② 国保をぬけるとき

事由	持ち物
他の市区町村に転出するとき	印鑑・保険証
職場の健康保険に加入または被扶養者になったとき	印鑑・保険証・職場の健康保険証
亡くなったとき	印鑑・保険証

③ その他国保に係る手続き

事由	持ち物
市内で住所が変わったとき	印鑑・保険証
世帯主や氏名が変わったとき	印鑑・保険証
世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	印鑑・保険証
就学のため、市外に住所を定めるとき	印鑑・保険証・在学証明書

国保に加入したとき・ぬけたときの国保税の納付

国保に加入する方

3月中に国保に加入する方には、3月分の国保税の納付書が4月中に送付されます。4月以降の国保税については、7月に1年分の納付書が送付されます。

1年分の納付書とは、4月から翌年3月までの1年分の国保税を、7月から2月の8回に分けて納付する納付書です。

4月に国保に加入される方は、同様に7月に1年分の納付書が送付されます。

国保からぬけた方

3月中に国保からぬけた方は、3月分の保険料は新しい健康保険からの請求となります。28年度の国保税は2月中に納付が完了していますので、納めすぎとなる3月分については、後でお返しします。手続きの翌月末までには、国保税をお返しするお知らせを送付します。

4月に国保をぬける場合には、29年度の国保税はかかりません。

就学のため転出するとき

子どもが大学など（※）に入学するため、市外に住所を定め、元の世帯主が子どもの生活費などを援助していることが認められるときには、学生用被保険者証（マル学）を申請することにより、鹿角市の国保を使うことができます。手続きの際には、①在学証明書②認め印が必要です。

2年目以降マル学を更新するときも同様の手続きが必要です。

※学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校のほか、これらの学校等と同程度の教育を行う教育機関も含まれます。

学生でなくなったとき

マル学対象者が卒業などにより学生でなくなった場合、返還の手続きが必要です。①マル学の被保険者証②学生でなくなった日を確認できる書類（卒業証明書や退学証明書など）をご持参ください。

マイナンバーの記入が必要です

国民健康保険の主な手続きにはマイナンバーの記入が必要となります。

その際に、マイナンバーの「番号確認」と、手続きを行う方の「本人確認」を行います。

手続きを行う際は、マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された書類（通知カード等）と身分証明書（運転免許証やパスポート等）をお持ちください。



マル福（福祉医療受給者証）をお持ちの方へ

マル福をお持ちの方は、健康保険の被保険者証が変わった場合、保険変更の届け出が必要です。届け出をしないと、福祉医療費の助成ができなくなる場合があります。

新しい被保険者証と認め印をお持ちになり、市民課または各支所にて手続きをお願いします。

はり・きゅう・マッサージ受療券の有効期限は3月31日金です

平成28年度のはり・きゅう・マッサージ受療券の有効期限は3月31日金です。

有効期限を過ぎると使用できなくなりますので、ご注意ください。

後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金天引き）の仮徴収額を調整します

世帯構成や所得の変更により、仮徴収額（4・6・8月）と本徴収額（10・12・2月）に大きな差が生じている方については、特別徴収される額が年間を通じて、できるだけ均等になるよう、6月と8月の保険料の仮徴収額を調整（平準化）します。

※平準化の例

平成 28 年度（年間保険料額 120,000 円）

4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
30,000 円	30,000 円	30,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円

平成 29 年度（年間保険料額 120,000 円と仮定した場合）

◆平準化しない場合

4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
10,000 円	10,000 円	10,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円

↓ 6・8月で調整

◆平準化した場合

4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
10,000 円	25,000 円	25,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円